

2021年度総会を開けなかったこと および 書面議決による役員会

同窓会誌5号で報告させていただきましたように、一昨年度（2020年6月1日～2021年5月31日）は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、総会行事を中止せざるを得ませんでした。昨年度（2021年6月1日～2022年5月31日）こそ通常の形での総会行事が開催できるようにと願っておりました。2022年3月21日以降、緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置は発出されておりませんが、新型コロナウイルス感染は一向に収束せず、むしろ感染者数は大幅に増大しているのが実際であります。政府からの行動制限は発出されていないとはいえ、私どもが総会行事を開催できる状態ではありませんでした。

従来形の総会開催を断念せざるを得ず、2021年度の総会不開催を補う方法として一昨年度と同様の手続きをとることにいたしました。すなわちメールによる役員会を開催し、決議は書面議決書によって行うことにいたしました。そしてこの役員会決議をもって総会の決定に代える、ただし、実行の責任は会長が負うとともに、通常の形の総会が開けた場合、この措置の承認を得るものとする。役員会開催の手順は以下のとおりである。

- (1) 書面議決を用いて役員会を開催する、ただし役員間で議案に関するメールでの討論が出来る期間を設ける。その期間を経たのち書面議決を行うこととする。
- (2) 2021年度はこの役員会の決議に従って運営する。
- (3) 通常の形の総会が開かれたときに、上のような手順をとったことの可否を諮る。もし承認を得られなかった場合は会長がその責任をとる。

まず別紙の議題をメールにて送付し、定められた期間に議題についてメールによる討議をおこなうことにし、その期間が過ぎた後に、別途封書にて郵送しておいた書面議決書に各役員判断を記入のうえ送り返して頂くことにいたしました。

役員全員から議決書が送り返され、全役員がすべての議案に承認および賛成を表明してくださいました。

以上のごとき形で開催された役員会決議にしたがって、2021年度の運営をいたしましたことご報告いたします。

なお以下に、2021年度第役員会開催に関する役員への案内と議案を掲載いたします。

会長 井川 満